

令和4年3月31日
島根県防災部防災危機管理課
防災第二グループ 松村・古田
TEL：0852-22-5885
FAX：0852-22-5930

災害時の避難所における身体障害者補助犬との同伴避難の 理解促進のための啓発ステッカーの作成について

1. 目的

災害時の避難所でも、身体障害者補助犬の受け入れが義務付けられていることを避難所の運営者にあらかじめ知っていただき、また、受け入れにあたり注意する点などを相互に理解するため。

2. 経緯

令和3年10月24日に浜田市で開催した島根県総合防災訓練において、初めて盲導犬とそのユーザーが訓練に参加した。

その際に、訓練参加者から、もっと多くの人に知ってもらうため、わかりやすく周知できないかという意見があったことから、社会福祉法人島根ライトハウスや公益財団法人日本盲導犬協会から助言等をいただき、避難所となる施設の入口に、啓発ステッカーを貼付し、日頃から、その施設を利用する方々に、理解を求めると同時に、災害時の協力をお願いすることになった。

3. 周知方法

市町村を通じて、県内の指定避難所（令和4年2月1日現在で、1,297箇所）への配布（入口等への貼付依頼）。

なお、3月7日に開催した市町村の防災担当課長会議の際に、3月17日に変更した島根県地域防災計画に、「身体障がい者と身体障害者補助犬の受入」を追加したことの説明に併せ、市町村での取組の強化及び市町村広報誌等での周知について協力依頼を行っている。

「避難所」も
身体障がい者補助犬は同伴可能です。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

島根県



「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。